

通告４番目、６番、井神慶久議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

井神慶久議員。

○井神議員　６番、井神でございます。議長の許可を得ましたので、今回は、小中学生の指導について３点、一般質問させていただきます。

本来ならば、私のような古い考えの昭和の人間には、このような事柄は、学校でしていただくのはもちろんであります。家庭でするものと私は考える人間であります。

まず１番目として、小中学生の生徒指導についてお伺いいたします。

近年、学力向上やＩＣＴ教育など、注目される一方で、おはようございます、こんにちは、ありがとうございます、といった基本的な挨拶、また会釈やおじぎ、相手を気遣う言葉と基本的な礼儀が重要であることは言うまでもありません。挨拶は人と人のつながりの最も基本的な行為であり、社会性や思いやりを育てる第一歩であると考えます。学校での挨拶が、家庭や地域、さらに将来の社会生活にもつながっていく重要な要素であると考えております。

そこでお伺いいたします。本市の小中学校において、挨拶や言葉遣い、相手を思いやる態度など、人としての礼儀についてどのような方針の下、生徒指導を行っているのでしょうか。

また２点目として、指導される先生の中でも、生徒の味方となるべく、ある程度の共通認識が必要になってくると考えますが、どうなっているのでしょうか。また、家庭、地域と連携した取組はどのように進めているのでしょうか、併せてお聞かせください。

○玉田議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長　井神議員ご質問の１番目、小中学校における生徒指導についての１点目、挨拶等の基本的なマナー教育方針は、と２点目、先生の中での共通認識は、また家庭、地域と連携した取組は、について一括してお答えいたします。

挨拶などの基本的なマナーがなぜ必要なのかを円滑な人間関係を築くための社会に必要なスキルとして捉え、道徳や特別活動の授業の中で指導することを各学校で共通認識し、方針としております。

次に、家庭、地域と連携した取組は、については、各中学校の生徒会が主導となって、各小学校の児童会との合同清掃を定期的に行っており、そこには児童生徒の

みならず教員、地域ボランティア、行政職員などが参加し、清掃中に擦れ違う方々と挨拶を交わしながら、時には、地域の方々からの感謝の言葉を受けるなど、子供たちは公共の精神や責任感を養い、社会に貢献する喜びの場となっております。

また、地域の方々や保護者など、登下校時の見守りをしてくださっている方々と挨拶を交わしたり、警察が推進する横断歩道でのサイン+サンクス運動の実践も子供たちに浸透してきております。このことは、挨拶などの基本的なマナー教育を含め、教育は学校がするものという固定概念を打破し、家庭、地域がそれぞれの当事者意識を持って取り組む重要性を示唆するものと考えております。

○玉田議長 再質問を許します。

(なし)

○玉田議長 これで、井神慶久議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

井神慶久議員。

○井神議員 続きまして、2番目の質問をさせていただきます。

商業施設や駅前など、小中学生が集まる状況への対応についてお伺いたします。

商業施設や駅前は、不特定多数の人が利用する公共性の高い場所であります。通行の妨げや騒音などについて、市民の方から不安や苦情の声が寄せられていることがあります。こうした行動は、非行の芽を早期に摘むという観点からも、適切な指導が必要であると考えます。私は、地元住民として、駅前の状況をふだんから見えております中で、できる限り声かけを行おうとしておりますが、大勢で集まって騒いでいるところの中では、ちゅうちょしてしまうところもあるのが実情であります。

以前に、駅前の横断歩道の上で道を半分ぐらい占領して座り込み、わいわい話をしているのを見かけたことがあります。七、八人の制服のまま、どこかの中学校か分かりましたが、すぐに帰るのかと思っておりましたが、短いときもありますが、長いときには40分ぐらいいたこともありました。事故にならないかと心配しておりましたが、歩行者や車が避けてくれて何事もなく済んでおります。近年は、見ていますと、このように集まってくることはないのです、落ち着いているのかと思っております。

また、子供たちに悪意がない場合であっても、公共の場での振る舞いについては、社会の一員としての一般常識を養っていく必要があると考えます。

そこでお伺いたします。商業施設や駅前などで集まる小中学生に対し、学校としてはどのような指導を行っているのでしょうか。

また2点目として、警察、青少年センター、地域の見守り活動など、関係機関との連携体制はどのようになっているのか、お聞かせください。

生徒指導に当たっては、頭ごなしに注意するのではなく、難しい問題だと思いますが、子供たちのために指導をよろしくお願いしたいと思っております。

以上です。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 井神議員ご質問の2番目、商業施設や駅前などに小中学生が集まっている状況への対応について、1点目と2点目を一括してお答えいたします。

各学校に確認したところ、商業施設における迷惑行為の類いに値する苦情は、最近、認識していないと聞いております。駅前につきましては、駐輪場に置いて、中学生や高校生が集まっている場合には教員が声かけを行い、駅利用者や周辺地域の方々に迷惑をかけることがないように指導を行っております。

次に、警察、青少年センター等、関係機関との連携体制についてですが、夜間や休日の問題行動についての補導・指導は警察が担うこととなります。長期休業中は生徒指導担当教員と青少年センター職員、派遣の警察官、合同で夜間巡回をする日も設けております。青少年補導委員会においても、夜間補導2回を含む年間18回の合同街頭補導を実施しております。また、青少年センターでは、学校、警察などの関係機関、団体との連携を図りながら、青少年の補導及び啓発による非行防止対策に努めるとともに、青少年やその保護者が日常生活で抱える悩みや問題への相談対応など、青少年を健全にたくましく育てることのできる地域づくりに取り組んでおります。

問題行動を起こす児童生徒に対し、学校が毅然とした態度で指導を行うことは極めて重要であると考えております。しかしながら、その指導が学校のみ依存する考えは、教育基本法第10条に定める、保護者は、子の教育について第一義的責任を有するとの規定に反するとも思われます。児童生徒の基本的な生活習慣の確立は、まずは各家庭において行われるべきものです。議員におかれましても、学校の指導に対するご理解とご協力、またご支援をお願いいたします。

○玉田議長 再質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、井神慶久議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

井神慶久議員。

○井神議員 次に、3番目の質問に入ります。

この質問は、以前、令和7年度第3回定例会9月議会において尾和議員から、その前には、令和6年度第4回定例会12月議会において市来議員からも一般質問されていますが、あえて私がさせていただきます。

令和8年4月施行予定の道路交通法改正に伴う自転車利用に関する罰則強化と、本市における小中学生への交通安全教育についてお尋ねいたします。

近年、ながらスマホやイヤホンの普及等による自転車が関係する交通事故は後を絶たず、重大事故につながるケースも全国的に増加しております。このような状況を受け、道路交通法が改正され、令和8年4月から自転車の交通違反に対する取締り及び罰則が強化されることとなりました。改正の主な内容としては信号無視や一時停止、ながらスマホ運転、酒気帯び運転、並進禁止違反などの危険行為に対し、いわゆる青切符による反則金制度が16歳以上の対象に導入されること、また悪質、危険な違反に対しては刑事罰の対象ともなることなどが掲げられております。

これまで自転車は軽車両と位置づけられておりましたが、こうした違反行為は、もともと以前からしてはならないことではありましたが、利用者の法令遵守意識は必ずしも十分とは言えず、特に通学時間帯におけるヒヤリ・ハット事例が耳にすることもございます。

本市におきましても、多くの小中学生が日常的に自転車を利用しております。法改正により罰則が強化される中、子供たちの違反者としての取締りの対象にはなりません。対象となる前に十分な理解と正しい知識を身につけさせることが何より重要であると考えます。

そこでお尋ねいたします。1点目として、本市の小中学校において、現在どのような自転車安全教育を行っているのか、交通ルールの指導内容、実施頻度、警察等との連携状況について、お教えてください。

2点目として、令和8年4月施行の道路交通改正法の具体的な内容について、学校現場ではどのように周知し、児童生徒に理解させているのか、お考えをお聞かせください。交通事故は一瞬で子供たちの未来を奪うものであります。罰則強化は抑止力として一定の効果が期待されますが、本来、目指すべきは取締りではなく、事故の未然防止であります。未来を担う子供たちの命を守るため、教育委員会としての積極的な取組が必要であると考えますので、よろしく願いいたします。

○玉田議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

- 南教育部長 井神議員ご質問の3番目、小中学校における交通安全教育についての1点目、本市の小中学校においてどのような自転車の交通安全教育が行われているのか、についてお答えいたします。

各小中学校では、教育計画の中に安全教育と位置づけ、学校安全計画を作成しております。その中に交通安全教室と称し、岩出警察署の協力を得て、道路の歩き方や自転車の乗り方についてのルールやマナーを学ぶ機会を毎年設けております。ヘルメットの着用についてだけでなく、中学校においては、特に自転車安全利用5則と、自転車の指導取締りや具体的な違反行為についても、動画を視聴しながら講話いただいております。

次に2点目、令和8年4月施行の道路交通法改正について、小中学校ではどのように周知し、子供たちに理解させていくのか、についてお答えいたします。

中学校では、岩出警察署の交通安全教室だけではなく、学級または学年単位や部活動単位でも自転車のルールが厳しくなっていくことについて指導を行っております。16歳未満は青切符の対象にはなりませんが、交通違反の認知があった場合は、警察による指導警告があることも指導内容に含めております。小学校においては、罰則規定の内容よりも、ヘルメットをかぶることも含め、自転車に乗るときのルールであるということを徹底して指導しております。

- 玉田議長 再質問を許します。

(なし)

- 玉田議長 これで、井神慶久議員の3番目の質問を終わります。

以上で、井神慶久議員の一般質問を終わります。